

「一村一エネ」事業費補助金交付要綱の運用について

第1 適用規定

この補助金の交付については、「一村一エネ」事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び国の電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日付け文部科学省、経済産業省告示第2号）の規定によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 補助対象者

要綱第3条第2項で定めるコンソーシアム協定書は、次の事項について記載したものとする。

- (1) コンソーシアムの名称
- (2) コンソーシアムとしての事業目的
- (3) 構成員の住所及び名称
- (4) 代表者、代表者の権限
- (5) 構成員の役割分担
- (6) 取得財産の所有及び管理
- (7) その他コンソーシアムが事業を進めるに当たっての必要な事項

第3 補助対象事業

要綱第4条第1項に定める補助対象事業については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度において、設備認定を受けていない設備を利用した事業を対象とする。

第4 補助対象経費

要綱第5条で定める補助対象経費の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 賃金のうち、事業主体の維持運営に要する恒常的な人件費は対象外とする。
- (2) 備品購入費は、補助対象事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められるものに限る。
- (3) 不動産の賃借に要する費用は、補助対象事業の実施に必要不可欠な施設等の借上げに要する費用と認められるものとし、土地の取得に要する費用は対象外とする。

第5 事業計画の公表

要綱第9条第4項で定める「一村一エネ」事業計画の公表の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施コンソーシアム名
- (3) 事業期間
- (4) 事業の目的
- (5) 期待される効果
- (6) 構成事業の概要（実施主体、内容、事業費）
- (7) 「一村一エネ」補助金の内示額

第6 補助事業等変更承認申請

要綱第11条第1項第1号で定める補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更するときは、経済第12号様式（経済部が定める様式をいう。）の補助事業等変更承認申請書に、認定された「一村一エネ」事業計画の変更点を明らかにした資料を添付するものとする。

第7 事業報告の公表

要綱第18条第1項で定める「一村一エネ」事業報告の公表の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施コンソーシアム名
- (3) 事業期間
- (4) 事業の目的
- (5) 「一村一エネ」事業費補助金の交付額
- (6) 構成事業の概要（実施主体、内容、事業費）
- (7) 事業の実施結果及び期待される効果
- (8) 「一村一エネ」事業の今後の展開

附則

この要綱の運用は、平成22年6月23日から施行する。

この要綱の運用は、平成23年7月29日から施行する。
この要綱の運用は、平成24年6月12日から施行する。
この要綱の運用は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱の運用は、平成26年4月1日から施行する。